

## ○総務省告示第 号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第二十七条第十号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百四十六号（電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。



〔1 略〕  
〔削る〕

2|| 線路設備及び設備管理

(1) 問題数

線路設備の概要			区
水底線路	通信土木	通信線路	分
二			問題数

3|| (2) 試験時間は、百五十分とする。  
〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

2||〔1 略〕

2|| 専門的能力

(1) 問題数（通信線路、通信土木又は水底線路から選択するものとする。）

通信線路	通信線路設備	問題数
通信土木	設計方法	二
水底線路	通信土木設備	一
	設計方法	二
	水底線路設備	一
	設計方法	二

3|| (2) 試験時間は、百分とする。  
〔同上〕

(1) 問題数

線路設備	線路設備の概要	区
		分
		問題数
		一

4|| (2) 試験時間は、百分とする。  
〔同上〕